

福岡県公報

平成三十年七月二十四日
第四千十一号
増刊
①

目次

再掲

○災害救助法施行細則の一部を改正する規則

(福祉総務課) ……………

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年七月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十四号

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福岡県災害救助法施行細則(昭和四十年福岡県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二條及び第二十三條を次のように改める。

第二十二條 削除

(救助事務費)

第二十三條 法第十八條第一項に規定する救助の事務を行うのに必要な費用(以下「救助事務費」という。)として支出できる範囲及び限度額等は、別表第四のとおりとする。

別表第一筑紫救助班の項管轄区域の欄を次のように改める。

福岡市の中央区、南区、東区
及び博多区 筑紫野市 春日市
大野城市 太宰府市 那珂川市

別表第二の二の項(イ)中「五、五二六、〇〇〇円」を「五、六一〇、〇〇〇円」に改め、同表三の項(1)ウ中「一、一三〇円」を「一、一四〇円」に改め、同表四の項(3)アの表中「一八、四〇〇円」を「一八、五〇〇円」に、「二三、七〇〇円」を「二三、八〇〇円」に、「三四、九〇〇円」を「三五、一〇〇円」に、「四一、八〇〇円」を「四二、〇〇〇円」に、「五二、九〇〇円」を「五三、二〇〇円」に、「三〇、四〇〇円」を「三〇、六〇〇円」に、「三九、五〇〇円」を「三九、七〇〇円」に、「五四、九〇〇円」を「五五、二〇〇円」に、「六四、二〇〇円」を「六四、五〇〇円」に、「八〇、八〇〇円」を「八一、二〇〇円」に、「一一、一〇〇円」を「一一、二〇〇円」に改め、同項(3)イの表中「一二、一〇〇円」を「一二、二〇〇円」に、「一四、七〇〇円」を「一四、八〇〇円」に、「一八、六〇〇円」を「一八、七〇〇円」に、「二二、七〇〇円」を「二二、八〇〇円」に、「二八、〇〇〇円」を「二八、一〇〇円」に、「二二、四〇〇円」を「二二、五〇〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「二七、一〇〇円」に改め、同表七の項(2)中「五七四、〇〇〇円」を「五八四、〇〇〇円」に改め、同表十の項(3)中「二二〇、二〇〇円」を「二二一、三〇〇円」に、「二六八、一〇〇円」を「二六八、九〇〇円」に改め、同表十三の項(2)中「一三五、一〇〇円」を「一三五、四〇〇円」に改める。

別表第三の一の項(1)ア中「二三、六〇〇円」を「二四、一〇〇円」に改め、同項(1)イ中「及び歯科衛生士」を「、歯科衛生士、保健師及び助産師」に、「一七、八〇〇円」を「一七、九〇〇円」に改め、同項(1)ウ中「保健師、助産師、看護師」を「看護師」に、「一七、五〇〇円」を「一六、三〇〇円」に改め、同項(1)エ中「一五、一〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に改め、同項(1)カ中「二〇、八〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に改め、同項(1)キ中「一九、八〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に改め、同項(1)ク中「二〇、三〇〇円」を「二二、五〇〇円」に改める。

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四 (第二十三條関係)

範囲

救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限り。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

- イ 時間外勤務手当
- ロ 賃金職員等雇上費
- ハ 旅費
- ニ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）
- ホ 使用料及び賃借料
- ヘ 通信運搬費
- ト 委託費

限度額等

一 各年度において、救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る上欄イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百三十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分	割合
三千万円以下の部分	百分の十
三千万円を超え六千万円以下の部分	百分の九
六千万円を超え一億円以下の部分	百分の八
一億円を超え二億円以下の部分	百分の七
二億円を超え三億円以下の部分	百分の六
三億円を超え五億円以下の部分	百分の五
五億円を超える部分	百分の四

二 前号に規定する「救助事務費以外の費用の額」とは、別表第二に規定する救助の実施のために支出した費用及び別表第三に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。ただし、別表第一筑紫救助班の項管轄区域の欄の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。

ろにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。